



- 「人は褒めて育てる。」ということは、誰もが知っています。しかし、いざ実際に褒めるとなると難しいと思われる方は、たくさんいらつしゃると思います。
- 一度、「指摘する」を試してみてください。「褒める」は主観や意見が入るので難しいのですが、「指摘する」は事実を伝えるだけなので、比較的簡単ですが褒めると同様の効果があります。
- 「今日は青色のネクタイだね!」、「コピー機の脇の書類を片付けてくれたのね!」など部下や同僚の事実を指摘してみてください。

## 職場のパワーハラスメント実態調査

### 上司と部下のコミュニケーションが少ない職場は、パワハラ注意!

- 厚生労働省が12月に行った「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」によるとパワハラに関連する相談がある職場に共通する特徴としては、「上司と部下のコミュニケーションが少ない職場」が51.1%と最も多く、「正社員や正社員以外など様々な立場の従業員が一緒に働いている職場」(21.9%)、「残業が多い/休みが取り難い」(19.9%)、「失敗が許されない/失敗への許容度が低い」(19.8%)と続いており、これは従業員調査でも同様の傾向が示されています。

### パワハラ予防・解決のための取り組み

- これらの結果から①企業全体の整備制度、②職場環境の改善、③職場におけるパワーハラスメントへの理解促進の3点を意識して進めていくことが重要であるとしています。



どこまでが、パワハラ・セクハラか悩みどころですが、一つの目安として、  
・自分の親や配偶者、年頃の息子/娘に、行った行為を自信を持って言えるか?  
・行った行為を聞いて、彼/彼女らが、ドン引きしないか?  
があります。

## 源泉徴収関係の帳票保管について

### 2013年1月から各種申告書は7年保存に義務化

- 2012年度税制改正に伴い、給与所得者の扶養控除等申告書等の提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書等を7年間保存(提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間)することが法令に規定されました。
- 保存する申告書は、以下の7点
  - ①給与所得者の扶養控除等申告書
  - ②従たる給与についての扶養控除等申告書
  - ③給与所得者の配偶者特別控除申告書
  - ④給与所得者の保険料控除申告書
  - ⑤退職所得の受給に関する申告書
  - ⑥公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
  - ⑦給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書



保管期限・対象となる書類を保管することに加えて、「保管している書類の記入内容」も要確認です。  
たとえば、「賃金台帳と呼ぶ書類があるが、支給額しか書かれてない。」などであれば、あとになって内訳が分からずトラブルになりかねません。



## 3歳未満の子の養育期間における各種手続きについて

### ①育児休業等を取得したときは・・・

|    |
|----|
| 措置 |
| 概要 |

事業主の申し出により**保険料が免除**されます！

被保険者の方が育児・介護休業法に基づく育児休業制度を利用する場合（3歳未満の子を養育する場合）には、健康保険・厚生年金保険の保険料が免除されます。

### ②育児休業等の終了後に報酬が少なくなったときは・・・

|    |
|----|
| 措置 |
| 概要 |

被保険者の申出により標準報酬月額を**減額改定**を行えます。

育児休業等終了日に3歳未満の子を養育している被保険者の方について、終了日の翌日の属する月以後3ヶ月間に受けた報酬（支払基礎日数17日未満の月は除く）の平均額により、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改訂されます。

### ③養育期間中に標準報酬月額が下がったときは・・・

|    |
|----|
| 措置 |
| 概要 |

被保険者の申し出により養育開始前（下がる前）の標準報酬月額で年金額を計算する**特例措置を受けられます！**

3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった方で、養育期間中の標準報酬月額が養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合（一定の条件があります）は、年金額の計算において従前の標準報酬月額を養育期間中の標準報酬月額とみなします。

〈一般的な例〉従前の標準報酬月額が30万円の方が、育児休業から復帰後15万円となった場合

|        |      |    |    |          |   |   |               |    |    |                |   |   |   |   |  |
|--------|------|----|----|----------|---|---|---------------|----|----|----------------|---|---|---|---|--|
|        | 出産   |    |    | 定時決定     |   |   |               |    |    |                |   |   |   |   |  |
| 月      | 10   | 11 | 12 | 1        | ~ | 9 | 10            | 11 | 12 | 1              | 2 | 3 | 4 | 5 |  |
| 休業等    | 産休   |    |    | 育児休業     |   |   | 就業（3歳未満の子を養育） |    |    |                |   |   |   |   |  |
| 標準報酬月額 | 30万円 |    |    | ①保険料免除措置 |   |   | ②育児休業等終了時改訂   |    |    | ③従前標準報酬月額みなし措置 |   |   |   |   |  |
|        |      |    |    |          |   |   | 15万円          |    |    | 実際の給与額         |   |   |   |   |  |

（※）黒い太線は保険料額算定上の標準報酬月額を、赤い破線は年金給付額算定上の標準報酬月額を便宜的に表しています。



それぞれ、年金事務所への届出が必要になります。  
年金事務所は親切に教えてくれません。もし、産休や育児休業の方がいる場合に、この制度を使わない手はありません。ぜひ、お声掛けください。



気付き日報

ヒューマンインベーション株式会社 代表取締役 今井洋一

社会保険労務士 ・ (財)生涯学習開発財団認定コーチ

TEL : 03-3791-1180 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@humani.jp

受付時間 10:00~17:30 (土日祝日および弊社休日を除く) <http://nippou.org/>